

平成23年第1回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成23年3月18日(金曜日)

1.出席議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 馬屋原 眞 一 | 2番  | 岡 山 隆   |
| 4番  | 高 木 法 生 | 5番  | 萬 代 泰 生 |
| 6番  | 三 好 睦 子 | 7番  | 山 中 佳 子 |
| 8番  | 岩 本 明 央 | 9番  | 下 井 克 己 |
| 10番 | 河 本 芳 久 | 11番 | 西 岡 晃   |
| 12番 | 荒 山 光 広 | 13番 | 柴 崎 修一郎 |
| 15番 | 山 本 昌 二 | 17番 | 原 田 茂   |
| 18番 | 村 上 健 二 | 19番 | 河 村 淳   |
| 20番 | 大 中 宏   | 21番 | 南 口 彰 夫 |
| 22番 | 安 富 法 明 | 23番 | 徳 並 伍 朗 |
| 24番 | 竹 岡 昌 治 | 25番 | 布 施 文 子 |
| 26番 | 秋 山 哲 朗 |     |         |

2.欠席議員

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 3番 | 有 道 典 広 | 14番 | 田 邊 諄 祐 |
|----|---------|-----|---------|

3.欠 員 1名

4.出席した事務局職員

|              |         |              |         |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 議会事務局長       | 重 村 暢 之 | 議会事務局<br>主 査 | 岩 崎 敏 行 |
| 議会事務局<br>係 長 | 岡 崎 基 代 |              |         |

5.説明のため出席した者の職氏名

|               |           |                  |         |
|---------------|-----------|------------------|---------|
| 市 長           | 村 田 弘 司   | 副 市 長            | 林 繁 美   |
| 総 務 部 長       | 波 佐 間 敏   | 総合政策部長           | 田 辺 剛   |
| 市民福祉部長        | 山 田 悦 子   | 病院事業局<br>管 理 部 長 | 藤 澤 和 昭 |
| 建設経済部長        | 伊 藤 康 文   | 総合観光部長           | 山 本 勉   |
| 上下水道事業<br>局 長 | 中 村 弥 壽 男 | 総 務 部 次 長        | 福 田 和 司 |
| 総 務 部 長       | 倉 重 郁 二   | 総 務 部 長          | 川 島 茂   |
| 財 政 課 長       | 古 屋 勝 美   | 税 務 課 長          |         |
| 市 民 福 祉 部 長   |           | 総 合 政 策 部 長      | 奥 田 源 良 |
| 次 長           |           | 企 画 政 策 課 長      |         |

総合政策部長  
地域情報課長  
教育長  
消防長  
美東総合長  
支所  
代表監査委員  
教育委員  
事務局次長  
建設経済部長  
教務局長  
事務局長  
建設次

末岡竜夫  
永富康文  
坂田文和  
藤井勝巳  
三好輝廣  
石田淳司  
斉藤寛

総合政策部長  
商工労働課長  
教育委員  
事務局  
会計管理者  
秋芳総合長  
支所委員  
監査事務局  
農業委員  
農事事務局  
上下水道事業局長  
管理業務課長

松野哲治  
金子彰  
久保毅  
杉本伊佐雄  
西山宏史  
古屋安生  
小田正幸

## 6. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議案第 37 号 美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

日程第 3 議案第 38 号 美祢市税条例の一部改正について

日程第 4 議案第 39 号 美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定について

## 7. 会議の次第は次のとおりである。

午後3時00分開議

議長（秋山哲朗君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の会議はあらかじめ御連絡いたしておりましたとおり、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げ、これより会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日の本会議に追加議案として送付してございますものは、執行部からは議案第37号から議案第39号までの3件でございます。本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、議案付託表、以上2件でございます。

御報告終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、西岡晃議員、荒山光広議員を指名いたします。

日程第2、議案第37号から日程第4、議案第39号までを会議規則第35条の規定により 括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、追加提案をいたしました議案3件について御説明を申し上げます。

議案第37号は、美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、本市病院と地方独立行政法人形態の病院間において、医師が異動する場合、当該医師の勤務期間が通算できるよう所要の改正をするものであります。

昨今、公立病院の経営形態の見直しが進められる中におきまして、本市病院事業と同様の地方公営企業法の全部適用への移行はもとより、地方独立行政法人化への移行を選択肢とされる公立病院もあるところであります。

これら地方独立行政法人の形態といたしましては、公務員型と非公務員型に分類

をされ、このうちの非公務員型は地方公務員としての身分を有しないため、医師の受け入れ、または派遣にあたっては、当該法人での勤務期間と本市での勤務期間が通算されず、医師の処遇に不利益が生じることがあることから、今後、二つの市立病院経営の維持や医師等の人材確保の観点から、地方独立行政法人と本市との間における勤務期間の通算ができることとするものであります。

議案第38号は、美祢市税条例の一部改正についてであります。

現在、本市の市税条例における固定資産税の減免に係る規定は、経済的な扶助を受給される方が所有される固定資産や公益の用に供される固定資産、また自然災害により著しく価値を減じた固定資産を対象としておりますが、このたびの改正により、新たに不測の事態や2次的災害などにより著しく価値を減じる等、特別の事由がある固定資産につきましても減免の適用範囲とするよう所要の改正を行うものであります。

議案第39号は、美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてであります。

本議案につきましては、さきの12月議会におきまして、道の駅みとうふるさと発展協議会を指定管理者として指定を行うことについて、議決をいただいているところでありますが、当団体より新たに法人格を取得し、株式会社みとう駅となった旨の通知がありましたので、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間、株式会社みとう駅を指定管理者として改めて指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提出いたしました議案3件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議案の質疑に入ります。

日程第2、議案第37号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 簡単な質疑なんですけど、いわゆる独立行政法人、将来恐らく二つの病院があるんで、市長は、その方向性も視野に入れられての条例改正だと、こう認識してもよろしゅうございませうか。

それから、さらにその場合市の職員が事務局として行った場合、それから独立行政法人から市は行ったけど、またこっちへ戻ってくる場合、そういうときの退職金の財源のやりとりというのはどういうふうにお考えなのか。その辺を2点ほど、お聞かせ願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 藤澤病院事業局管理部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 只今の御質問にお答えしたいと思います。

今回の改正のねらいと言いますのは、当美祢市の病院事業の経営形態をどうこうということではなくて、私どもと人事交流と言いますか、異動するときの相手方の医療機関が現実はこの4月1日から地方独立行政法人化される、具体的に申しますと県立総合医療センター、そうしたことに対応するための所要の改正であります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。 あ、もう一つ。藤澤部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 申しわけございません。財源の問題につきましては、これは現在のところ他の公的医療機関に在職期間数相当の退職金については、一般会計から負担していただいております。

議長（秋山哲朗君） よろしいでしょうか。はい、竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） そうすると、他のということになれば、極端なことを言うたら市の今二つある全適用してる、公営企業会計を全適用してる病院のことを指しているんじゃないかと、県のどっかのそうした独立行政法人から医師を迎えた場合のことを想定されてこういうのをやられたんでしょうか。

そして、その場合勤務年数を通算するということの条例改正だろうと思うんですね。そういうことになると、その退職金の支給についてはどういうやり方をし、財源というのは通算すればそれはどうなるのかという質問なんですね。

議長（秋山哲朗君） 藤澤部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 済みませんでした。今回の場合は、具体的に申しますと美祢市立美東病院から現在の県立総合医療センターへ異動される医師がいらっしゃいます。その方が今度4月から県立総合医療センターが独立行政法人化されますので、その方にとって不利益とならないように、当美祢市立美東病院での勤務期間も通算して県立の県のほうで計算できるように、そういう改正であります。

退職金についてはですから、美祢市が負担するのではなく、このままもし異動先の県立総合医療センターのほうで退職されるとなると、そちらのほうですべて負担される。美祢で勤務されていたのを含めて通算されて、勤続年数として計算されて、県で支払われるということになります。

議長（秋山哲朗君） はい、竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 済みませんね、私の理解がついていかないですね。相手側の受け入れのほうで、例えばこういう退職金支給条例が何か知りませんが、仮に改正をして、よそから迎えられる場合も勤務年数を通算しますよと、相手側が決めるのはいいんですけど、こっち側が決めるんですよね。従って逆の場合もあろうと思うんですね。

ですから、そのときの当然美東病院に勤務されて、何年かおられて、退職金も恐らく適用できるだろうと。じゃ、退職金はその人に美東病院から出して、そして次のところに移ってもらうが、その勤務年数を通算するのか。あるいは支給はしないんで従って退職金の財源を一般会計から先方のほうに送るんよと、こういうことなのか。もう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 藤澤部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 申しわけございません。このたびのケースの場合は美祢市立美東病院でも、あるいは美祢市の一般会計でも負担はゼロです。こちらでは退職金を、この時点では支給をいたしません。それでこの通算期間、年数だけが次の医療機関に引き継がれて、そのとこ新しい場所での勤務年数のときに現在また勤務していただいていた年数が通算されて、今度は退職金の計算を引き継がれると。だから、この時点では退職金は、その本人には支給されません。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員、よろしいですか。どうぞ。

24番（竹岡昌治君） いや、どうしても。済みませんね、頭悪いんじゃないからわかんないね。それが、送るほう側がなんでこんな改正する必要があるんかって聞きたいんよ。受けるほうが変わるんならいいですよ。だから、私は逆の場合も想定されてというふうに考えて、それで改正されるんかなと。その場合はどうするんか。病院からは退職金払わんけど、一般会計からは負担をするんじゃないんですか。その辺をもうちょっと詳しく、わかりやすいように説明していただきたいと思います。

じゃけ、この条例改正は、受け入れ側のほうの、いわゆる美祢市の条例改正でし

よ。だから県の今の受け入れ側のほうの改正するわけじゃないんで、その辺をどう  
いう関係があるのか。済みませんね、よろしく。

議長（秋山哲朗君） 福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） 人事の関係ですので、補足的に総務のほうから説明を  
させていただきます。

先ほど管理部長のほうで申しましたように、美祢市におられますいわゆる医師、  
例えば山口大学なりから来られた医師がございまして、そちらが出られる場合、今  
回のように県立中央病院、昔の県立中央病院ですけど、これは以前公立病院でした  
けど、現時点で独立行政法人に法人化されるという場合についても、現行の市のほ  
うの条例でおきましては、市のほうで退職手当を出して、一応退職という形で独立  
法人のほうに行っていただくという形になります。

今回の改正によって独立行政法人のほうに、割愛という形で行っていただいて、  
そちらのほうで退職金を払うというケースです。逆に独立行政法人から美祢のほう  
に来られて市立病院で退職された場合については、そちらの通算期間も含めた形で、  
うちのほうで退職金を払うという形になります。

議員さんおっしゃいましたようにケースによっては、利益、不利益というのがそ  
れぞれの病院であります、それ以上に先ほども市長のほうに説明がございました  
ように、それぞれの医師が不利益を受けない形にするために、その辺の不利益を生  
じないことによって、医師間の異動がスムーズにいくということがねらいで、今後  
の今の医師不足に対して対応していくということでございます。

もう一点の独立行政法人化に向けた取り組み等につきましては、政策的なこと  
です。市長さんのほうのお考えがあらうかと思しますので、答弁は差し控えさせて  
いただきます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 只今の二つの市立病院、地方公営企業法の全適の企業会計で  
運用しとりますけれども、その独立行政法人化ということが、今福田次長のほう  
から私のほうに振りましたので、私のほうで答えさせていただきますけど、当面ま  
だ地方公営企業法の全適ということで運営を開始したばかりでございます。この事  
業体の経営、それから事業の運営のあり方等を見極めて、将来的にあるかもしれま  
せんけれども現時点では考えてないということで御理解いただけたらと思います。

議長（秋山哲朗君） 岩本議員。

8番（岩本明央君） いまいち私も理解に苦しむんですが、もう一度確認の意味でお尋ねいたします。

先ほど市長が申されましたお医者さんの確保とかいろんなことは大変結構だと思えます。今具体的に例が出ました。美祢市立美東病院から防府の中央病院に行かれると。逆のケースもあるわけですね。

例えば35歳から10年間ほどは防府の中央病院におられて、45歳から65歳まで20年間、10年と20年、そのときの退職金の支払いと10年間の前の中央病院おられたときの退職金の原資、その計算と逆のケースもあり得ると思います。

ですから、その辺の件ともう一件私は、相手方の非公務員型でないほうはどのような状態になっておるのでしょうか。その辺も、うちが一方的に決めるわけでは意味がないちゅうか、不利益もあるような可能性があります。その辺のことも併せてもう一度、具体的にお願ひいたします。

議長（秋山哲朗君） 福田次長。

総務部次長（福田和司君） それでは、只今の御質問にお答えします。

先ほどの竹岡議員のほうからの御質問でもお答えいたしておるかとは思いますが、いわゆる一般会計から、いわゆる美祢市立病院におる期間について、美祢市立病院が負担、美祢市が負担する部分についてどうかということだろうと思うんですけど。要するに本来的には、通常の方でいきますと、医師がおられた期間についての退職金を、そこのおられた自治体が見るとというのが通常の方だろうと思うんですけど、この今回の改正につきましては、医師看護婦等のいわゆる異動されて、そもそもその身分が美祢市立にあるというんじゃなくして、山口大学のほうから来られると。それが県内の病院を回られるというような形になるかと思うんです。医師がですね。

先生によっては来られてずっと長く勤められてうちでやめられる場合、当然それは市立病院が払うようになるんですけど、そうじゃなくして、3年なり5年なりで回られている医師がたくさんいらっしゃいます。それらを、例えばその先生が退職金が多い場合と少ない場合との格差がありますが、その辺を言うんじゃなくして、最終的に割愛していった公立病院なり独立法人が責任をもって双方が支払うというルールがありまして、そういう形での取り扱いになっております。

ちょっと説明があれなんですが、そういう形なんです、はい。

議長（秋山哲朗君） 岩本議員。

8番（岩本明央君） 後から質問いたしました非公務員型のほうの病院はこういうふうなこと、規約というか、そういうもの、条例じゃなくて規約のようなものはおつくりになるんですか。（「あります」と呼ぶ者あり）

議長（秋山哲朗君） 福田次長。

総務部次長（福田和司君） 当然双方がこういった取り扱いができるような状況でないと、その辺の医師の異動というのがスムーズにできないと。先ほど市長の説明でありましたようになっとなりますので、それぞれがあります。

非公務員型というのは、独立行政法人の中でもいわゆるもともとは県立であったり市立であったりしたものが、経営形態に伴って、いわゆる非公務員型の取り扱いの独立法人になった場合と、国の施設のように、山口大学などは特別行政法人の形で公務員の身分を有したままの独立法人化という取り扱いになっています。

ですから、いわゆる非公務員型というのは、もともとは県立病院のように公務員型であったものが非公務員型という形での運用に変わったということです。

ですから、そういったところについても、医師の人事交流がございますので、それらについても割愛ができるように今回改正を行うということで、相手側も当然そういう受け入れをするための条例は改正をされておるといことでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案37号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第3、議案第38号美祢市税条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案38号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第4、議案第39号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案39号は、所管の委員会へ付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。

なお、3時45分から総務企業委員会を開催いたしますので、委員の皆さんは委員会室へお集まりいただきますよう、お願いいたします。

午後3時24分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年3月18日

美祢市議会議長 秋山哲嗣

会議録署名議員 西岡晃  
" 荒山光広